

京都市告示第 12 号

地方自治法第 243 条の 2 第 1 項及び京都市会計規則第 43 条第 1 項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の徴収及び収納事務を委託します。

令和 6 年 4 月 1 日

京都市長 松井 孝治

- 1 京都市公金収納受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社ホテルプリンセス京都 代表取締役社長 辻 吉久
京都市下京区烏丸高辻東入ル高橋町 630 番地
- 2 徴収及び収納事務を委託した歳入の種類
京都市美術館の観覧料
- 3 京都市公金収納受託者として指定した日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 徴収及び収納事務を委託した日
令和 6 年 4 月 1 日

(美術館)